

さいたま市まちづくり専門家派遣要綱

平成13年6月29日市長決裁

改正 令和3年3月16日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民又は市内に土地若しくは建物に関する権利を有する者で自主的なまちづくり活動を行なう団体（以下「まちづくりグループ」という。）に対して、市がまちづくりに関する専門家（以下「まちづくり専門家」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、計画的にまちづくりを推進するために必要があるときは、まちづくり専門家を派遣することができる。

- (1) まちづくりに関する、集会、研究会、講演会等を開催するとき。
- (2) 市長が必要と認めたとき。

(業務内容)

第3条 前条の規定により派遣されたまちづくり専門家は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) まちづくりグループが行うまちづくり活動に対する講義、指導及び助言などを行うこと。
- (2) まちづくり活動を推進するため、市長が必要と認めた業務。

(派遣の申請)

第4条 まちづくり専門家の派遣を受けようとするまちづくりグループは、まちづくり専門家派遣申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は速やかに内容を審査し、派遣するか否かを決定する。派遣すると決定したときは、登録を受けたまちづくり専門家の中から適した者を選定し、まちづくり専門家派遣決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。派遣しないと決定したときには、まちづくり専門家派遣不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、選定したまちづくり専門家に対して、まちづくり専門家業務依頼書（様式第4号）により第3条に規定する業務を行うことについて依頼するものとする。

(派遣の取消し)

第6条 市長は、まちづくり専門家の派遣を受けたまちづくりグループが、第4条の規定による申請の内容と異なることを行ったとき、又は派遣の目的が達成できなくなったと認めたときは、派遣を取消し、又は中断することができる。

(業務報告)

第7条 市長は、必要に応じて派遣の指示を受けたまちづくり専門家に、業務状況の報告を求めることができる。

2 派遣されたまちづくり専門家は、業務終了後、速やかにまちづくり専門家派遣業務実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（費用負担）

第8条 まちづくり専門家の派遣に要する費用は、市が負担する。ただし、集会、研究会等の運営経費については、まちづくり専門家の派遣を受けたまちづくりグループにおいて負担しなければならない。

（登録資格）

第9条 まちづくり専門家の登録を申請できる者は、都市計画、建築等まちづくりに関する専門知識及び実務経験を有する者とする。

（登録手続き）

第10条 まちづくり専門家の登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、登録すると決定したときはまちづくり専門家登録決定通知書（様式第7号）により、登録しないと決定したときはまちづくり専門家登録不承認通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第11条 登録の有効期間は、登録した日から4年を経過した日以降最初の3月31日までとする。

（登録の更新）

第12条 まちづくり専門家の登録を更新する場合、まちづくり専門家の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は有効期間満了の1ヶ月前までにまちづくり専門家登録申請書（様式第6号）を新たに市長に提出しなければならない。

2 第10条第2項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録内容の変更）

第13条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときはまちづくり専門家登録内容変更届出書（様式第9号）により報告しなければならない。

（登録の抹消）

第14条 市長は、登録者が、業務を遂行することができないと認めるとき又は不誠実な行為のあったときは、登録を抹消することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和3年度以後の申請について適用し、令和2年度までの申請については、なお従前の例による。